

○文部科学省告示第九十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月二十三日

文部科学大臣 馳 浩

第一条第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。

第二条中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。